研究活動上の不正行為に関する告発等の受付体制

はじめに

〇対象となる研究活動とは?

科学博物館が管理する、あらゆる資金を用いて 行う研究活動。

科学博物館の施設・設備を使用する研究活動。

- 〇「不正行為」とは? 捏造 改ざん 盗用 研究費の不正使用
- 〇対象となる研究者

常勤、非常勤、客員研究員、学生等といった身分に関わらず、科学博物館において研究に携わるすべての者。

告発の受付

- 〇告発の受付窓口は? 経営管理部研究推進·管理課
- ○受付方法(告発方法)は?文書、電子メール、電話、面談等による。※原則として、実名等身分を明らかにしての告発を受け付け。
- ○秘密保持告発内容について、関係者の秘密保持を徹底。
- 〇悪意に基づく告発の防止

調査の結果、悪意に基づく告発であることが判明した場合は、告発者のの公表や懲戒処分、刑事告発があり得る。

告発内容の調査

〇調査機関

被告発者の所属により、科学博物館、被告発者の機関、両者合同の場合がある。

〇科学博物館において調査を行う場合 予備調査と本調査

1)予備調査

- 統括管理責任者により、速やかに行う。
- 「予備調査委員会」の設置(統括管理責任者が必要と認めるとき。委員長:統括管理責任者)
- 告発受理後30日以内に、調査結果を館長及び監事へ報告。

2)本調査

- ・館長が、予備調査結果を踏まえ、実施決定。
- ・実施決定日から、30日以内に調査開始。
- ・「調査委員会」の設置(館長が設置) メンバー:統括管理責任者、職員、外部専門家 本調査開始後、150日以内に、不正行為かどう か認定。

結果は、館長に直ちに報告。

不服申し立て

被告発者は、認定を受けた日から30日以内に、調査委員会に不服申し立てできる。

公表

- •不正行為と認定したとき、館長が公表。
- ・不正行為と認定しないときは、原則として公表しない。

措置

〇調査中の一時的措置: 研究費使用停止

- 〇不正行為と認定された場合の措置
 - •研究費の使用中止命令:館長より
 - 被認定者の処分:科学博物館職員就業規則、同非常勤職員就業規則、その他館内規程による。
 - 研究費の返還 調査委員会が返還額を検討。
- 〇不正行為と認定されなかった場合の措置
 - •研究費使用停止の措置を解除。
 - ・被告発者の名誉回復措置及び不利益が生じない ための措置。